

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

年末年始のごみ収集

年末年始は環境センターとプラスチック収集所が休業するため、ごみを出す日が変更になります。ご注意ください。

なお、詳細については回覧物などでお知らせします。

環境センター改修中のため ごみの減量にご協力ください

現在、環境センターでは焼却設備の改修により燃えるごみの処理能力が大幅に低下しています。住民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、生ごみの水切りや分別の徹底による再資源化など、引き続きごみの減量にご協力をお願いします。

生ごみを利用して堆肥に変えるコンポストを無償貸与する制度もあります。ぜひこの制度を利用してごみの減量にご協力ください。

問い合わせの多いごみの出し方

● 使用済みおむつ：燃えるごみ

使用済みのおむつは、汚物を取り除いて燃えるごみとして出してください。汚物を取り除いていないおむつが、ごみ収集車や路上を汚す事例が発生しています。ご協力をお願いします。

また、老人ホームなどの施設から出るおむつ類は事業系ごみです。町では収集しません。

● カーペット類：燃えるごみ

※ただし電気カーペットは除く。

指定袋に入るように切断して、燃えるごみとして出してください。電気カーペットや切断が困難なカーペットは環境センターへ直接持ち込んでください。

● ふとん：燃えるごみ

指定袋に入れ、燃えるごみとして出してください。資源ごみとして出せません。指定袋に入れることが困難な場合は、切断して入れるか、

環境センターへ直接持ち込んでください。環境センターへの持ち込みは1日あたり10枚までです。

● スプレー缶：燃えないごみ

火の気のない風通しの良い場所です完全になガスを抜いて、燃えないごみとして出してください。

● 木・木材：燃えないごみ

木材は燃えないごみとして指定袋に入れて出してください。

ただし、割りばし以下の大きさのものや鉋くずは燃えるごみとして出せません。木材の直径が15cm以上のものや指定袋に入らないものは出せません。

野焼きは原則禁止です

町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。たとえ、少量の生活ごみであっても焼却することはできません。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすの発生はもろろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められている剪定枝、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。

悪質な野焼き行為は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和2年（2020年）9月／約291トン
先月から約3トンの増加

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみの重量などに基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。